

調達件名：環境省のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
1	質問	O1_調達仕様書(案)	6	4	1	(1)	1	ネットワーク構築作業のかつこ内に「回線敷設」の記載がありますが、P3の図2の表記では回線引込の項目はすべてグレーアウトして、調達範囲外と読みとれます。ここで記載のある回線敷設とは何をさしていますでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	各拠点のネットワークを構築するためのケーブル敷設を含みません。
2	質問	O1_調達仕様書(案)	12	6	2	(16)	1	工事ではなく現地調査等を行う場合は、拠点からの特段の要請がない限り、業務時間中に実施できると想定してよろしいでしょうか。	作業時間帯を明確にするため。	拠点担当者との調整になりますが、現時点の情報については閲覧資料をご確認ください。
3	質問	O1_調達仕様書(案)	12	6	2	(19)	1	環境省執務室と記載がありますが、執務室は環境省の職員の方がいる部屋と理解していますので、全拠点に存在するという認識でよろしいでしょうか。また、平日日中帯での作業が可能な拠点を把握されていますら、ご教示いただけますでしょうか。	環境省執務室は、平日日中帯での作業が難しいと読みとれ、時間外や夜間対応での作業の場合は、費用に影響するため、環境省執務室に該当する拠点が何拠点あるのかを事前に把握したいため。	全拠点に執務室がございます。なお、拠点担当者との調整になりますが、現時点の情報については、閲覧資料をご確認ください。
4	質問	O1_調達仕様書(案)	12	6	2	(19)	1	「サーバ室等執務室外の場合は業務日とすること」と記載がございますが、サーバ室等執務室外の立ち入り時間は、業務日の業務時間内でも業務時間外でもどちらでも可能でしょうか。	作業時間帯を明確にするため。	拠点担当者との調整になりますが、現時点の情報については閲覧資料をご確認ください。
5	質問	O1_調達仕様書(案)	17	6	4	(1)⑦	1	「受注者は、当庁の求めに応じて、技術的なサポートを行うこと」と記載がありますが、サポートする対象は、デジタル庁ご担当者様という認識でよろしいでしょうか。	デジタル庁ご担当者様だけでなく、現地職員様に対しても実施する場合、現地駆けつけの体制や費用を検討する必要があります。	ご認識のとおりです。
6	質問	O1_調達仕様書(案)	22	7	1	(4)③	1	「③プロジェクトメンバ」の要件は、再委託先の事業者のメンバ(社員)を含めてもよろしいでしょうか。	要件に求める資格等の適用範囲を明確にするため。	要件を満たす場合は問題ございません。
7	質問	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	5	2	2	1	1	「当該サービスの利用開始等に関する下図①～⑤の申し込み手続きについても本調達中で行うものとする」と記載があり、受注者が①～⑤を実施すると読み取ります。しかし、調達仕様書(案)のP3の図2の表記からすると回線の調整、申込等は調達範囲外とも読み取れます。①～⑤は受注者の調達範囲という認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	ご認識のとおりです。
8	質問	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	6	2	2	2-8	1	文中の「拠点用ネットワーク機器」「集約用ネットワーク機器」は、P4図1内の「拠点用ネットワーク機器」「集約用ネットワーク機器」を示しているという理解でよろしいでしょうか。(別紙2の項目「拠点用ネットワーク機器」も同様)	用語の解釈を明確にするため	ご認識のとおりです。
9	質問	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	6	2	2	2-9	1	「拠点用ネットワーク機器は、～中規模においては、冗長構成として導入すること」と記載がありますので、小規模拠点は、機器を2台設置する冗長構成にしない理解しております。しかし、別紙2を確認すると、小規模拠点でも、拠点用ネットワーク機器が2台計上されています。これは、1台は現地で保管する予備機という認識でよろしいでしょうか。	構成を把握するため。	調達物品及び数量については想定数量になりますので、規模に応じて、最適な構成をご提案ください。なお、小規模拠点における拠点用ネットワーク機器については、冗長構成は必須ではないため、台数を修正いたします。
10	質問	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	8	2	2	2-22	1	「～中規模拠点：100BASE-TX/1000BASE-Tを2つ以上」と記載がございますが、100人以上の中規模拠点で、拠点用ネットワーク機器が基幹部を統合する場合、P10の4に「基幹部と末梢部(フロアスイッチ)間を10Gbps以上の伝送帯域を有するメデータネットワーク機器のLANインターフェースは10Gbpsに対応させる必要がある」との認識でよろしいでしょうか。	構成を把握するため。	ご認識のとおりです。
11	質問	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	9	2	3	1	1	概要について、「GSSにおいては、業務用端末をはじめ、Wi-Fi接続可能な機器はWi-Fiによる接続を優先し、有線での配線は、複合機等への配線など、特に必要な場合のみ実施する。」とあるが、有線での配線が必要な対象機器の台数を提示いただけますでしょうか。	拠点の状況が見積りに影響するため。	本広告の閲覧資料をご確認ください。
12	質問	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	9	2	3	1	1	「汎用キーではないキーにて施錠可能なラック等」との記載があり、これは既設のラックのキーのことと理解しています。新設するラックのキーについても、一般的な汎用キー(N200番)以外を用いるという理解でよろしいでしょうか。	仕様を明確化させるため。	ご認識のとおりです。
13	質問	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	9	2	3	1	1	「～の場合は、新たにラックを設置する必要がある。」と記載がございますが、調達するラックは、賃貸借対象の物品になるのででしょうか。それとも、部材(LANケーブル等)と同じ購入扱いになるのでしょうか。	調達方法に影響を与えるため。	ラックは購入となります。
14	質問	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	9	2	3	1	1	「庁舎の特性に応じて、庁舎管理者と協議の上～」と記載がございますが、実際の状況としては、まずは現地の職員の方と協議して、その結果アンケート等の回答に基づいて判断した場合に、発注の可否について庁舎管理者と協議することになると考えておりますが、その認識でよろしいでしょうか。	記載内容の意図を明確にするため。	当該庁舎における施工の要否もきめた庁舎管理者との協議をお願いします。
15	質問	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	9	2	3	1	1	「EPS室等にラックを設置する場合は～アンカーを用いて固定する等、前掲措置を図ること。」と記載がございますが、この「EPS室等」とは、前述のEPS室・MDF室のことであり、「等」に執務室は含まれないとの認識で合っていますでしょうか。	記載内容の意図を明確にするため。	EPS室・MDF室の他、ラックを設置する場所を含め「EPS室等」としてあります。
16	質問	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	9	2	3	1	1	「アンカーを用いて固定する等、前掲措置を図ること。」と記載がございますが、この「固定する等」には、転倒防止(固定なし)も含まれるとの認識で合っていますでしょうか。(フロアレイアウトの変更等に対応するため、固定しないほうがよい場所もあると想定されるため)	記載内容の意図を明確にするため。	ラック設置場所の特性及び種類に応じて、適切な前掲措置をご提案ください。
17	質問	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	16	3	3	1	1	「セキュリティインシデント(情報漏洩、ウイルス感染、貸与物の紛失等)が発生した際」と記載がございますが、セキュリティインシデントの検知は例の内容からして、システムでの検知ではなく、基本的にはお客様からの申告と理解しておりますが、その認識で合っていますでしょうか。(インシデント例の内容をシステムで検知するように、本調達のシステムで構築することは現実的に難しいと考えられるため)	調達範囲に影響を与えるため。	全てシステムで検知することを求めることはありませんが、「受注者のNW機器への不正アクセス・不正ログイン」、「受注者の保守端末によるウイルス感染、情報漏洩」、「貸与物の紛失」は受注者にて検知されるべきものと想定しております。
18	質問	O3_別添資料1_別紙2_拠点一覧	-	-	-	-	1	「想定回線種別(注1)」に関して、注1に「光ケーブルを敷設する場合は予備芯についても準備すること。」と記載がございますが、光の回線敷設作業自体は、別の調達案件と理解しております。この注1は、本調達とは関係ないとの認識でよろしいでしょうか。	調達範囲に影響を与えるため。	構内配線が必要な場合には、本調達の範囲に含まれます。拠点一覧の注釈場所については修正します。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質 問 等	理 由	回 答
19	質問	O4_別添資料2、SLA項目一覧	4	2	3	表1-4	1	セキュリティ障害の復旧時間が24時間と記載がございますが、ここでいう復旧は、別紙1.要件定義書P18に記載のある認定対策が完了した時点という認識でよろしいでしょうか。別紙1.要件定義書P18に記載のある恒久対策は教育等でルールを徹底するなど、お客様の協力と理解も必要になるため、恒久対策を24時間で完了することは現実的ではないため。	仕様を明確化させるため。	SLAの復旧時間の測定条件は、別添資料2.SLA項目一覧の測定条件の記載のとおりです。
20	質問	調達仕様書（案）	20	7	1	(1)	1	④キャンパス規模のネットワークの集約・再編について効果測定支援などを実施した実績があること。 上記キャンパス規模とは具体的にどのような規模を指しますでしょうか。定量的な指標をお示し頂けますと幸いです。また、効果測定支援などは、単独業務として請け負った履行実績に限らず、ネットワーク構築に係る請負業務内で上記に該当する業務を担当した実績があれば問題ない認識でしょうか。	本案件はNW機器の設計、構築、現地展開作業等が主要件であると認識しており、効果測定支援の業務とは性質が異なるものと考えており、配置する要員によっては、要員単価増に繋がることが想定される為です。	「別添資料4.用語の定義」で示されていない用語は、情報システムにおける通念上の理解と一致するものとして解していただきますようお願いいたします。
21	質問	調達仕様書（案）	20	7	1	(1)	1	⑤以下の実績の両方を有している事が明確に記載されていること。 i IPv6を用いた業務用又は事業用ネットワークの構築及び保守実績があること。 上記について、IPv4/IPv6のハイブリットを用いた実績でも問題ないでしょうか。	IPv6単体での実績は世間一般ではまだ少ないと認識している為です。	IPv6を用いた業務の実績としており、IPv6単体に限定した記載ではないという認識です。
22	質問	調達仕様書（案）	21 22	7	1	(4)	1	①統括責任者の条件 iii キャンパス規模のネットワークに関する刷新検討業務又は最適化計画策定業務の実績を有すること。 iv キャンパス規模のネットワークに関する業務継続計画策定業務又はガイドライン整備業務の実績を有すること。 ②プロジェクト管理者（プロジェクトマネージャ）の条件 iv キャンパス規模のネットワークに関する刷新検討業務又は最適化計画策定業務の実績を有すること。 v キャンパス規模のネットワークに関する業務継続計画策定業務又はガイドライン整備業務の実績を有すること。 「刷新検討業務又は最適化計画策定業務」、「業務継続計画策定業務又はガイドライン整備業務」の実績とは、単独業務として請け負った履行実績に限らず、ネットワーク構築に係る請負業務内で上記に該当する業務を履行した実績があれば問題ないでしょうか。	本案件はNW機器の設計、構築、現地展開作業等が主要件であると認識しており、効果測定支援の業務とは性質が異なるものと考えており、配置する要員によっては、要員単価増に繋がることが想定される為です。	実績については必ずしも単独業務である必要ありません。
23	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	2	1	1.2	-	1	「1.2 調達物品及び数量」に認証基盤の記載がございますが、本調達において、認証基盤の調達、構築は含まない認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にするため	ID基盤であるAzureADの構築は本調達の範囲外です。
24	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	2	2.2.2	13	1	「片系拠点用ネットワーク機器に障害が発生した場合においても、提供される全網アクセスサービスを利用できるようにする仕組みを用意」とあるが、障害が発生した拠点用ネットワーク機器からの切り替えは、自動的に実施されるようにする必要がありませうでしょうか？その場合、全網アクセスサービスの1つの回線を冗長化された両方の機器に分岐するために、スイッチ等を追加してもよいでしょうか？	要件を明確にするため	要件に応じた最適なご提案をお願いします。
25	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	8	2	2.2.2	24	1	L2 エクステンションの要件についてですが、2台の拠点用ネットワーク機器のうち、一方の機器や収容回線等に問題があった場合には、L2 エクステンションを用いた通信が自動で他方の機器へ切り替わり、通信を継続させる必要があると理解していますが、正しいでしょうか？認識が正しい場合には仕様化された方が良くかと存じます。	要件を明確にするため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
26	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	8	2	2.2.2	24	1	L2 エクステンションの要件についてですが、広範囲に同セグメントのNWが広がるため、拠点用、集約用ネットワーク機器を選定するにあたり、当該機器がどの程度のMACアドレス数を学習する必要があるか知る必要がございますが、提案前に知る術があるという理解でよろしいでしょうか？その場合、どの文章が適切かと教えてください。	要件を明確にするため	学習するMacアドレスの総数を示す資料はありません。参考情報として申し上げるとGSS端末の利用想定数は全体で最大3,500台程度となります。上記状況を踏まえた、ご提案を頂ければ幸いです
27	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	8	2	2.2.2	20	1	3.1監視体制に記載されている通り、今回導入されるすべての機器は24時間連続監視の対象になるという認識です。「SNMPによるトラフィック監視に対応すること。Syslogでのログ出力が可能であること。NTPやSNTPによる時刻同期が可能であること」という要件につきまして、拠点ネットワーク機器が冗長構成となる大規模拠点・中規模拠点については、アクティブ機、スタンバイ機双方を監視対象にする必要があるという認識でよろしいでしょうか？	要件を明確にするため	冗長構成となる拠点ネットワーク機器は双方監視対象です。
28	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	10	2	2.3.2	6	1	「構成上、制御通信や独自プロトコルなどでタグ VLAN を使用する場合、そのタグ VLAN の番号は、2~4000 以外を使用すること。」とありますが、タグ VLAN (IEEE802.1Q) としてこの番号が使われなければ問題ないかとらえてよろしいでしょうか？	要件を明確にするため	ご認識のとおりです。
29	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	11	2	2.3.2	10	1	「消費電力は、要件を満たす条件下で、PoE(15.4W)での稼働を推奨する」と記載がありますが、これは、5GHz帯(Wi-Fi6E 6GHz帯)と2.4GHz帯を同時利用したときの消費電力でしょうか？	要件を明確にするため	本調達で求める要件を満たす条件下において、PoE(15.4W)での稼働を推奨するという趣旨です。
30	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	14	2	2.3.2	17	1	3.1監視体制に記載されている通り、今回導入されるすべての機器は24時間連続監視の対象になるという認識です。「SNMPによるトラフィック監視に対応すること。Syslogでのログ出力が可能であること。NTPやSNTPによる時刻同期が可能であること」という要件につきまして、冗長化される基幹部については、アクティブ機、スタンバイ機双方を監視対象にする必要があるという認識でよろしいでしょうか？	要件を明確にするため	冗長構成となる基幹部は双方監視対象です。
31	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	14	2	2.4.2	①、②	1	集約用ネットワーク機器、拠点ネットワーク機器で提案されるWANルータと基幹部、末端部、Wi-Fi部として提案されるL3/L2スイッチや無線APとは、管理装置がそれぞれ個別に用意されることが一般的です。統合管理監視システムとして要求される要件についても、2.4.2①と2.4.2②とはそれぞれ個別のシステムを提案することで差し支えないでしょうか？	要件を明確にするため	システム構成に応じた適切なご提案をお願いします。
32	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	15	2	2.4.2	⑦	1	「GSSDC 内での冗長構成やGSSDC 間での冗長構成が取れること。」とあるが、GSSDC間で冗長構成をとれない場合は、双方のGSSDCに装置が設置されるため、装置としての冗長性も確保することができます。そのため、GSSDC間で冗長構成を取り、装置としての冗長性も確保される場合は、GSSDC内での冗長構成は必須ではないと捉えてよろしいでしょうか？	要件を明確にするため	システム構成に応じた適切なご提案をお願いします。

項	区分	文 書 名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	質 問 等	理 由	回 答
33	質疑	O4_別添資料2、SLA項目一覧		1	1.3		2	<p>【SLA項目一覧上の記載】 本書の適用期間は、契約日から契約満了日（令和10年9月30日）までとする。</p> <p>【質問】 保守業務の適用期間について、O1_調達仕様書の想定作業スケジュールではネットワーク切替は2回に分かれており、保守開始時期を特定することができませんでした。保守開始時期は移行完了となる令和7年度4月の認識でよろしいでしょうか。</p>	SLA適用における適切な保守体制の構築を行うため。	運用状態に入った、業務利用開始時点から保守開始となります。
34	質疑	O1_調達仕様書（案）	6	4	4.1		1	<p>【仕様書上の記載】 「接続先となる環境省の各拠点との調整（接続先や接続方式等の技術的な要件）は当庁にて実施するが、ネットワーク構築に係る工事日程等の調整については当庁のサポートの下、受注者が接続先及び回線サービス事業者との調整を実施すること。調整状況については、閲覧資料を確認すること。」</p> <p>【質問】 ネットワーク構築に係る工事日程等の調整については「関連事業者間の施工範囲整理、契約に必要な情報の収集、配線、配管等の回線敷設に必要な図面作成、現場調査や立ち合い、接続先や回線事業者への工事内容の説明」等、回線敷設にあたって必要となる調整事項も含まれている認識でよろしいでしょうか。</p>	詳細の業務項目記載がなく、受託事業者へ依頼する作業範囲が明確化ではないため。	ご認識のとおりです。
35	質疑	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	5	2	2.2	2.2.1	2	<p>【要件定義書上の記載】 「なお、全国網サービスの利用にあたっては、フレッツ光への申し込み作業などの、当該サービスの利用開始等に関する下図①～⑤の申し込み手続きについても本調達中で行うものとする。」</p> <p>【質問】 本調達範囲に「施工範囲整理、契約に必要な情報の収集、図面作成、現場調査立ち合い、接続先への工事内容の説明」は含まれている認識でよろしいでしょうか。</p>	詳細の業務項目記載がなく、受託事業者へ依頼する作業範囲が明確化ではないため。	ご認識のとおりです。
36	質疑	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	3	1	1.3	(2)		<p>【要件定義書上の記載】 「導入日から借入期間終了までの間、本システムを稼働させるために必要な費用を定めるものとし、借入終了時に必要となる撤去費用は含まない。」</p> <p>上記のように記載がございますが、撤去作業を業務範囲には含まないという認識でよろしいでしょうか。</p>	見積範囲に影響があるため。	借入終了時に必要となる機器撤去は業務範囲に含まれません。
37	質疑	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	5	2	2.2	1	2	<p>【要件定義書上の記載】 「別紙2に記載している情報は2023年10月現在の情報であり、今後、拠点の統合や接続方法が変更される可能性があることに留意し、契約期間中の変更には本契約内で対応できるように備えること。」</p> <p>【質問】 拠点の統合や接続方法の変更は、各拠点の庁内のネットワーク構築作業の期間中が対象であって、構築完了後の保守期間は対象外であるという認識でよろしいでしょうか。</p>	見積範囲に影響があるため。	要件定義書に記載のとおり、契約期間中の変更には本契約内で対応できるように備えることとしております。契約期間中において、大規模な拠点の統合や接続変更が発生する場合は、デジタル庁と対応について協議することとなります。
38	質疑	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	2	1	3	(1)	2	<p>【要件定義書上の記載】 「契約形態は借入とし、借入期間（撤去期間は含まない）は、ネットワーク機器導入から令和10年9月30日までとする。」</p> <p>【質問】 現時点で想定される将来の使用スケジュール（延長使用/入替等）はございますでしょうか？</p>	想定される将来の使用スケジュール（延長使用/入替等）を理解することで、幅広い提案が可能になると考えため。	借入期間は、仕様書に記載のとおりです。
39	質疑	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	11	2	3.2	10	2	<p>【要件定義書上の記載】 「消費電力は、要件を満たす条件下で、PoE(15.4W)での稼働を推奨する」</p> <p>【質問】 この推奨要件に対する採点はどのような考え方で行われる予定でしょうか。PoE利用製品においても、その規格最大まで電力消費するわけではなく、数Wの違いで大きな採点となることを懸念しております。</p>	要求要件を明確にするため	本公告にて総合評価基準書をご確認願います。
40	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	2	2.2.2	12	2	<p>別紙2の小規模拠点には、LTE+LTEの拠点があります。このような拠点については、2つのSIMスロットを内蔵、もしくは外付けする必要があるという認識です。また、通常は一方のLTEのみを利用し、そちらの障害時のみ、もう一方の回線を利用し、その切り替えは自動的に実施される必要があるという認識のため、下記の文言を追記されてはいかがでしょうか？ 「小規模拠点については、LTEを2回線を収容できるように、SIMを2スロット搭載できる内蔵、もしくは外付けできる機器を選定すること。また、通常は主系のLTEのみを利用し、副系のLTEでは通信が発生しないようにすること。主系のLTEと副系のLTEとの切り替えは自動的に実施されること」</p>	GSSの品質を保つために必要な機能であるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
41	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	8	2	2.2.2	20	2	<p>冗長化されている機器については、Syslog監視やNTP同期は主系副系双方の機器に必要な認識です。そのことを明記するために、「Syslog監視やNTP同期等については、冗長構成の機器双方を監視と同期の対象とすること」を追記されてはいかがでしょうか？</p>	GSSの品質を保つために必要な機能であるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
42	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	2	2.2.2	13	2	<p>「障害などで全国網アクセスサービスが一時的に利用できない場合、WWANインターフェースからモバイルアクセスサービスを経由して集約用ネットワーク機器との間でアンダーレイネットワークを構成できること。」とあります。モバイルアクセスサービスの通信データ容量が有限であり、有事の際に利用できない等を避けるため、全国網アクセスサービスが利用できる際には、モバイルアクセスサービス不要な通信が発生することは避ける必要があります。そのため、下記の文言を追記されてはいかがでしょうか？ 「全国網アクセスサービスが利用できる場合において、モバイルアクセスサービスに通信が発生しないこと」</p>	GSSの品質を保つために必要な機能であるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質 問 等	理 由	回 答
43	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	9	2	2.3.1		2	「小規模拠点においては、基幹部と2.2.2 に述べる拠点用ネットワーク機器との接続を行う。小規模拠点の規模に応じて、「拠点用ネットワーク機器」に基幹部の機能を持たせても良い。また、中規模拠点以上においても、「拠点用ネットワーク機器」が「基幹部（コアスイッチ）」や「末端部（フロアスイッチ）」などの要件を満たすのであれば、総合してもよい。」とあるように、基幹部の機能5.6については、コアスイッチが設置されない拠点についても必要となる認識です。そのことを明記するために、2.3.2に下記の文言を追加されてはいかがでしょうか？ 「基幹部が設置されない小規模拠点や中規模拠点については、拠点用ネットワーク機器、もしくは末端部で基幹部の機能 2.3.2-5並びに2.3.2-6を実現すること」	GSSの品質を保つために必要な機能であるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
44	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	14	2	2.3.2.	17	2	冗長化されている機器については、Syslog監視やNTP同期は主系副系双方の機器に必要な認識です。そのことを明記するために、「Syslog監視やNTP同期等については、冗長構成の機器双方を監視と同期の対象とすることを追加されてはいかがでしょうか？	GSSの品質を保つために必要な機能であるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
45	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	6	2	2.2.2	9	2	「また、拠点と集約用ネットワーク機器間において、各拠点側のネットワーク機器は、以下の要件を満たす暗号化通信処理能力を満たさなければならない。」とありますが、集約用ネットワーク機器については、処理能力の記載がございません。集約用ネットワーク装置については、当該機器に收容される拠点側ネットワーク機器に対して十分な処理能力を有している必要があるかと存じますので、下記の文言を追加されてはいかがでしょうか？ 「集約用ネットワーク機器の処理能力については、当該機器に收容される拠点ネットワーク機器の処理能力の総和以上となるようにすること」	要件を明確化するために必要な記載だと考えるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
46	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	11	2	2.3.2	10	1	「消費電力は、要件を満たす条件下で、PoE(15.4W)での稼働を推奨する」との記載がございますが、本仕様の要件を満たした上でPoE(15.4W)で動作可能な機器は非常に限定的です。提案可能な機器の選択の幅を広げるためにも、本仕様を緩和いただけませんか？	要件を明確にするため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
47	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	11	2	2.3.2	10	1	「消費電力は、要件を満たす条件下で、PoE(15.4W)での稼働を推奨する」との記載がございますが、PoEかPoE+という観点だけでなく、PoE+においても夜間提供アンテナ数を減らすなど、消費電力削減に寄与する方法はございます。よって、下記に変更するのはいかがでしょうか？ 「消費電力は、要件を満たす条件下で、PoE(15.4W)での稼働、あるいはPoE+と無線サービスを止めずに消費電力削減可能な機能を組み合わせた稼働を推奨する。」	要件を明確にするため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
48	意見	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	11	2	3.2	10	1	「消費電力は、要件を満たす条件下で、PoE(15.4W)での稼働を推奨する」との記載がございますが、本仕様の要件を満たした上でPoE(15.4W)で動作可能な機器は非常に限定的です。提案可能な機器の選択の幅を広げるためにも、本仕様を緩和いただけませんか？	要件を明確にするため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
49	意見	別紙1.要件定義書	8	2	2	2	1	「2.3 既存個別システムなどの円滑な移行のために、拠点用ネットワーク機器と集約用ネットワーク機器が2 エクステンションに対応していることを推奨する。L2 エクステンションとは以下の機能要件をみたさなければならない。」	対応できるメーカーが限られているため、加点的割合が極端に大きいと、製品の限定につながる可能性があるため。	本公告にて総合評価基準書をご参照願います。